

掛川市条例第15号

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年掛川市条例第93号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(市の責務) 第6条 (略)</p>	<p>(市の責務) 第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(一般廃棄物の持去りの禁止)</u></p> <p><u>第6条の2 次に掲げる者以外の者は、法第6条の2の規定による収集のために設置されたごみ集積所に排出された一般廃棄物を持ち去ってはならない。</u></p> <p>(1) 市</p> <p>(2) 市の委託を受けて一般廃棄物を収集又は運搬する者</p> <p style="text-align: center;"><u>(命令)</u></p> <p><u>第6条の3 市長は、前条に規定する者が同条の規定に違反して一般廃棄物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(公表)</u></p> <p><u>第6条の4 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したときは、次に掲げる事項を公表することができる。</u></p> <p>(1) <u>違反者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</u></p> <p>(2) <u>違反の日時、場所及び内容</u></p> <p>(3) <u>命令の内容</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(土地又は建物の占有者等の協力義務) 第7条 (略)</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。